

首里杜館映像コンテンツ制作業務の企画提案に係る募集要綱

1. 業務概要

- (1) 業務名：首里杜館映像コンテンツ制作業務
- (2) 業務目的：公園利用者が琉球の歴史・文化について学び、理解を深める機会を創出し、公園利用者の利用満足の向上を目的とする。
- (3) 業務内容：首里城に関連した琉球の歴史・文化に関する10分程度の映像コンテンツを5以上制作する。具体的には、「首里杜館コンテンツ制作業務に係る参加説明書」による。
- (4) 映像コンテンツ上映場所：首里杜館 1階 情報展示室（幅約4m×高さ約2m）（設置予定）
- (5) 上映モニターの仕様：高さ約2m×幅約4m。フルHD。
- (6) 履行期間：契約締結日から令和3年3月31日まで
- (7) 契約限度額：13,200,000円（税込）
- (8) 本業務は、受託者を特定する場合において、一定の条件をみたす者を公募により選定し、当該業務に係る実施方針、実施体制、企画提案等に関する提案書（以下「企画書」という。）の提出を求め、企画書の内容が業務の履行に最も適した者を受託者とするプロポーザル方式の業務である。

2. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
（注）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- (2) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (4) 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (5) 過去5年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体又は公共的団体と琉球の歴史・文化等に関する映像制作業務を受託した実績があること。
- (6) 本業務を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、「首里杜館映像コンテンツ制作業務に係る仕様書」に掲げる委託業務の内容を的確に実施できる能力を有すること。
- (7) 今回の委託に際して、主として本委託業務に従事する担当者は、琉球の歴史・文化等に関する映像制作業務（以下、「映像制作業務」という。）の実績がある担当者を配置すること。
- (8) 当該業務の見積額が契約限度額以内であること。
- (9) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表は沖縄県内に本店

又は支店を有する法人であること。

共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする

- ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。
- ② 共同企業体を構成する全ての構成員が（１）～（４）の要件を満たす者であること。
- ③ 共同企業体を構成するどちらかの事業者が（５）の要件を満たす者であること。
- ④ 共同企業体を構成する事業者全体で（６）及び（７）の要件を満たす者であること。

3. 応募方法等

(1) 参加申込

ア 申込期限：令和３年１月７日（木）

イ 提出書類：参加申込書【様式１】、会社概要【様式３】【様式３－２】、誓約書【様式６】

ウ 提出方法：持参、郵送(到着確認が可能な手段で、申込期限必着)、FAX又はメール(受信確認をしてください。)

※共同企業体での応募の場合は、代表事業者が申し込みを行うこと。

(2) 企画提案書

ア 提出期限：令和３年１月１５日（金）

イ 提出書類：企画提案応募申請書【様式２】
企画提案書(５の(2)を参照)

ウ 提出方法：持参、郵送(到着確認が可能な手段で、提出期限必着)。

エ 提出部数：企画書 10 部

(3) 質問事項について

質問事項がある場合は、質問票【様式５】をFAX又はメールで提出すること（受信確認必要）。
質問への回答は沖縄県ホームページにも掲示します。

質問受付期間：令和２年１２月２８日（月）～令和３年１月７日（木）

4. 企画書の特定に関する事項

(1) 企画提案者の選定方法

ア 一次審査(適合審査)

参加申込書及び企画提案書の提出後、沖縄県土木建築部都市公園課において、申請者の資格要件の適否審査を行う。資格を満たさない場合又は確認できない場合は、その時点で失格とする。企画提案者が３者を超える場合は、企画提案書を「首里杜館コンテンツ制作業務に係る企画提案選定委員会」（以下「委員会」という。）の事務局による一次審査を行い、二次審査で審査する上位３者を選定するものとする。一次審査結果について令和３年１月１８日(月)までに連絡(書面、メール及び電話等)を行う。

イ 二次審査(委員会による審査)

委員会において、企画提案者によるプレゼンテーションを行い、各委員が得点の高い方を上位として順位付けをした後、各委員の付けた順位をポイントとして置き換え、各委員のポイントを集計し、最もポイントの小さい方を委託候補者として特定する。なお、最もポイントの小さい者が２者以上あるときは、くじ引きで委託候補者を特定する。また、新型コロナウイルス感染防止の観点からプレゼンテーションを行わない場合、一次審査通知時にその旨の連絡を行い、事前に提出された企画提案書を基に二次審査を行う。

(2) プレゼンテーションの方法について

ア 説明 10 分程度及び質疑応答 10 分程度行とする。

イ プレゼンテーションで使用する資料は、企画提案書及び同データ(パワーポイント等)とする。
ウ プレゼンテーションの説明者は2名程度とする。

- (3) 企画提案選定委員会開催予定日:令和3年1月21日(木) (予定)
- (4) 企画提案選定委員会開催場所:沖縄県庁 11階第4会議室(予定)
- (5) 審査結果の通知:令和3年1月25日(予定)
- (6) 委託契約の締結時期:令和3年1月28日(予定)

5. 企画提案書について

(1) 企画提案書様式

企画提案書は、A4版縦横自由(14頁以内)、頁番号を下部に印字する。

(2) 企画提案書の構成及び内容

ア 表紙(1頁以内)

イ 業務の実施方針(1頁以内)

ウ 本業務を遂行することの出来る実施体制(担当者及び監修者等)(3頁以内)

- ・担当者の実績を記載すること
- ・監修者の実績を記載すること

エ 業務スケジュール(1頁以内)

オ コンテンツ提案(5頁以内)

コンテンツの内容は下記を想定している。

- ・コンテンツの全体構成を作成する。
- ・首里城に関連する琉球の歴史や文化を学べる内容を想定している。
- ・首里城に関連した世界文化遺産を学ぶことで、首里城周辺や県内の世界文化遺産へ周遊を促進させる内容を想定している。

カ 過去5年間(平成27年8月1日以降令和2年7月31日以前に開催)に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)、地方公共団体又は公共的団体と琉球の歴史・文化等に関する映像制作業務を2回以上受託した実績があること。(1頁以内)

キ 参考見積もりに関する確認(2頁以内)

提案にあたっては、契約限度額13,200,000円(税込)の範囲内で見積もること。ただしこの金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

積算の費目は次の内容で作成すること。

- ① 直接人件費
- ② 直接経費
- ③ 一般管理費((直接人件費+直接経費-再委託費)×10%以内)
- ④ 消費税

6. 審査基準

(1) 審査基準

次の5項目全てを評価する総合評価方式により審査を行う。

※順位にかかわらず、100点満点中、50点未満の団体は選定しないものとする(出席委員の合計点の平均)。

ア 業務の実施方針について

配点 10 点	・本業務の目的、条件、内容について理解した実方針となっているか。
---------	----------------------------------

イ 実施体制（担当者及び監修者の実績等）について

配点 30 点	・本業務の実施体制で配置される人数及び構成は適当であるか。 ・本業務の担当者は琉球文化に関連した映像作成業務実績を有しているか。 ・本業務の予定監修者は首里城の歴史文化的背景への知識があるか。
---------	--

ウ 業務のスケジュールについて

配点 10 点	・準備を含めたスケジュール設定は適正か。 ・スケジュールに実効性があるか。
---------	--

エ コンテンツ提案について

配点 45 点	・全体構成のコンセプトが目的と整合しているか。 ・各テーマが魅力的かつ分かりやすい内容となっているか。 ・テーマが首里城に関連する琉球の歴史や文化を学べる内容となっているか。 ・テーマが首里城に関連した世界文化遺産を学ぶことで、首里城周辺や県内の世界文化遺産へ周遊を促進させる内容となっているか。
---------	---

オ 参考見積もりに関する確認について

配点 5 点	・業務実施にあたり見積書が実施方針及び体制と整合性があるか。
--------	--------------------------------

7. その他

- (1) 企画提案に要する経費、企画選定委員会に参加する経費などについては、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書など提出された書類等は返却しない。また、提出された参加申込書及び企画提案書は、選定以外に企画提案者に無断で使用しない。なお、提出された参加申込書及び企画提案書は公開しない。
- (3) 選定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。
- (4) 1 事業者当たり、提案は 1 件とする。
- (5) 募集要領に適合しない応募は無効とする。
- (6) 事務取扱については、沖縄県の休日を守る条例(平成 3 年沖縄県条例第 15 号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く、9 時から 17 時までとする。
- (7) 契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第 101 条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項(※2)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (8) 企画提案書に記載した担当者等は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験、見識を持つ者とし、発注者の了解を得なければならない。

(9) 現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、企画提案書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

(10) 参加資格の喪失

本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加申込書、企画提案書及びその他提出書類に虚偽の記載をした者の評価は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

なお、企画提案者であっても、提案後、指名停止措置を受け受託者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

(11) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(12) 契約保証金について(沖縄県財務規則抜粋)

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(13) 支払い条件

①概算払い・・・実施計画書に応じて県が適当と認めたとき請求

②精算払い・・・概算払額を控除した確定額を請求

(14) 業務委託契約額の考え方について

当該事業は、発生経費に変動があり得る事業のため契約限度額を上限に概算契約を行います。実績報告をもって額の確定を行い、実績に応じて清算します。

※確定検査等への円滑な対応のため、支出関連書類を整理・保存しておいて下さい。

8. 提出、問い合わせ先

沖縄県土木建築部都市公園課 公園企画班 嶺井

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

TEL:098-866-2035 FAX:098-867-7875

e-mail:mineiwtr@pref.okinawa.lg.jp